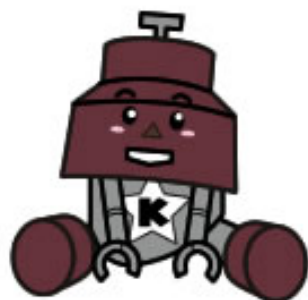


川口市 障害者虐待防止・対応マニュアル



平成24年10月1日作成

川口市

はじめに

平成23年6月、議員立法により「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が可決・成立し、平成24年10月より施行されました。

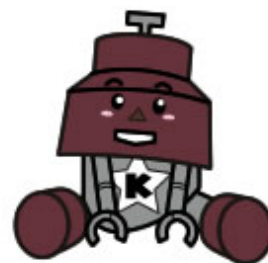
法第一条では、障害者虐待が障害のある方々の尊厳を害するものであり、自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であるとし、予防や早期発見に関する国民及び国、地方公共団体の責務を定めています。また、虐待を受けた方の保護及び自立への支援、さらには養護者の負担軽減と支援等、もって権利擁護に資することを目的とするとされています。

ここに、川口市における障害者虐待の防止と対応、さらには予防を含めた支援を図る為「川口市障害者虐待防止・対応マニュアル」を作成しました。市民、支援者、専門家、関係機関、行政等が一体となって、障害者虐待に対応するとともに「障害者虐待を起こさない、起こさせない川口市」を目指します。

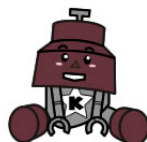
川口市福祉部障害福祉課
障害者虐待防止担当

目次

1. 障害虐待防止法と障害者虐待の定義	4
2. 障害者虐待の防止と対応	8
・ 養護者による障害者虐待の防止と対応	
・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応	
・ 使用者による障害者虐待の防止と対応	
3. 立入調査について	16
4. やむを得ない措置を行う場合	18
5. その他	20
6. 関連法令	22
7. 巻末資料	39



1. 障害虐待防止法と障害者虐待の定義



【障害者虐待防止法について】

障害者虐待防止法（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、平成23年6月17日に議員立法によって可決・成立し、平成24年10月1日から施行されました。法では障害者虐待の防止・保護だけではなく、虐待をしている養護者支援についても明記されています。

また、障害者虐待を、ア) 養護者による障害者虐待、イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、ウ) 使用者による障害者虐待と定義しています。

さらに法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され、広く虐待行為が禁止されています。

【障害者虐待の類型について】

1 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義され、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当し、同居していなくても現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

イ 身体的虐待

身体に外傷が生じ、暴行を加え、正当な理由なく身体を拘束すること。

ロ 性的虐待

わいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 心理的虐待

著しい暴言、拒絶的な対応、著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

ニ ネグレクト

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等、養護を著しく怠ること。

ホ 経済的虐待

財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者」とは、障害者自立支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者と定義されています。障害者福祉施設従事者による障害者虐待とは、当該施設に従事する者がサービスの提供を受ける障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

身体的虐待、性的虐待、経済的虐待

※1 (イ、ロ、ホ) と同様の定義となります。

ハ 心理的虐待

著しい暴言、拒絶的な対応又は不当な差別的言動、著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

ニ ネグレクト

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等、他の利用者からの同様の行為の放置、養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています。使用者による障害者虐待とは、当該事業所に使用される障害者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待

※1. 2 (イ、ロ、ハ、ホ) と同様の定義となります。

ニ ネグレクト

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

【他の法律との関係】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲と関連法令との関係

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉 サービス事業 所 〔入所系、日中系、 訪問系、GH等含 む〕	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児施設 等	相談支援 事業所等		
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被害者支援 (都道府県)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行 使 (都道府県 市町村)	—	改正児童 福祉法 ・適切な権限行 使 (都道府県)	適用法令なし ※障害児相談 支援事業・児 童発達支援 等については 障害者虐待 防止法の省 令で規定する ことを検討	障害者虐待 防止法 ・適切な権限 行使 (都道府県労 働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的防止 措置 (施設長)
18歳以 上 65歳未 満	障害者虐待 防止法 ・被害者支援 (市町村)			— 特定疾病40歳以 上の若年高齢者	【20歳まで】	—		
65歳以 上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被害者支援 (市町村)			高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県 市町村)	—	—		

「養護者による虐待」

- 18歳未満の障害児に対する養護者虐待
規定・養護者支援・・・障害者虐待防止法が適用。
通報・虐待対応・・・児童虐待防止法が適用。

「障害者福祉施設従事者等による虐待」

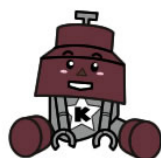
- 高齢者関係施設の入所者に対する虐待
→65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用。
- 児童福祉施設の入所者に対する虐待
→18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用。

「使用者による虐待」

- 年齢に関わらず、全て障害者虐待防止法が適用されます。

※なお、配偶者からの暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の対象になります。

2. 障害者虐待の防止と対応



【障害者虐待の通報・相談窓口について】

1. 川口市障害者虐待防止センター

本市においては、障害者虐待の予防と対応及び養護者支援を行うため、市役所の障害福祉課内に「川口市障害者虐待防止センター」を設置します。

主な業務として①相談・通報の受理、②助言・指導、③普及啓発活動に取り組んでいきます。障害福祉課・支援系の職員が通報・相談に対応します。また、24時間365日対応します。

2. 埼玉県障害者権利擁護センター

都道府県が設置する障害者虐待に対応する専門の窓口です。埼玉県が埼玉県社会福祉協議会埼玉県権利擁護センター（彩の国すこやかプラザ内）に委託し、運営されています。主な業務としては、使用者虐待の通報・届出の受理、市町村及び関係機関に対する情報提供、助言や援助を行うこととされています。また、広報や普及啓発活動も含まれます。

3. 川口市障害者相談支援センター

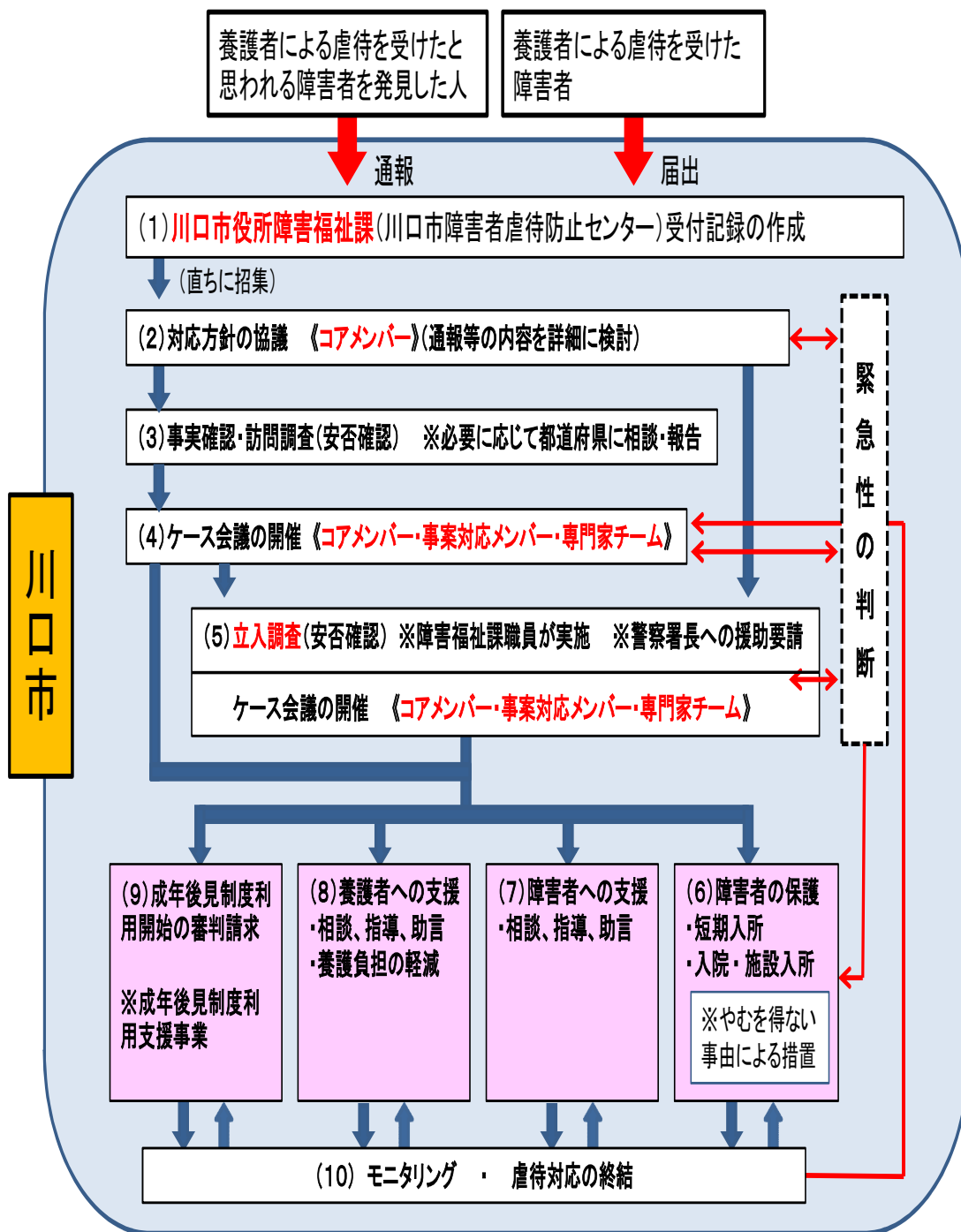
川口市からの委託を受けた、地域における障害のある方やそのご家族のための総合相談窓口です。障害者虐待防止法では、行政への通報義務と虐待対応における協力関係機関として位置付けられています。

※平成24年10月1日現在、9ヶ所あります。センターの一覧は巻末にあります。

4. その他の機関

相談・通報の内容によって、協力して頂く関係者は変わることが予測されます。巻末の関連資料を参照してください。

【養護者による障害者虐待への対応フロー図】



(厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を基に作成)

【養護者からの虐待への対応と流れ】

○相談・通報の受理、届出の受付

障害福祉課

支 援 係：259-7926（直通）※午前8時30分～午後5時15分まで
258-1110（夜間）※夜間は守衛室につながります。その後、
各担当者の携帯電話へ連絡が入ります。

※虐待かどうかの判断、事実確認は市役所が行います。また、通報・相談される場合には、虐待かどうかわからないといった内容でも構いません。

① 相談受理票を活用して、相談内容を確認します（相談支援センターが受けた場合にはアセスメントをした後に障害福祉課へ通報）。

↓

② コアメンバー会議の開催

管理職（課長、係長）、担当職員等で緊急性の判断を行い、対応の方針を決定します。

↓

③ 事実確認・訪問調査（概ね48時間以内に行います）

↓

④ ケース会議の開催・支援計画の作成

虐待対応の解決に向けた支援計画を作成します。ここでは、コアメンバー以外の職員や関係者も含まれます。

↓

⑤ 介入・支援の実施

↓

⑥ 評価とモニタリング

振り返りと計画の立て直しの必要があれば行います。

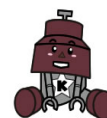
↓

⑦ 障害福祉課において、虐待対応の終結を判断

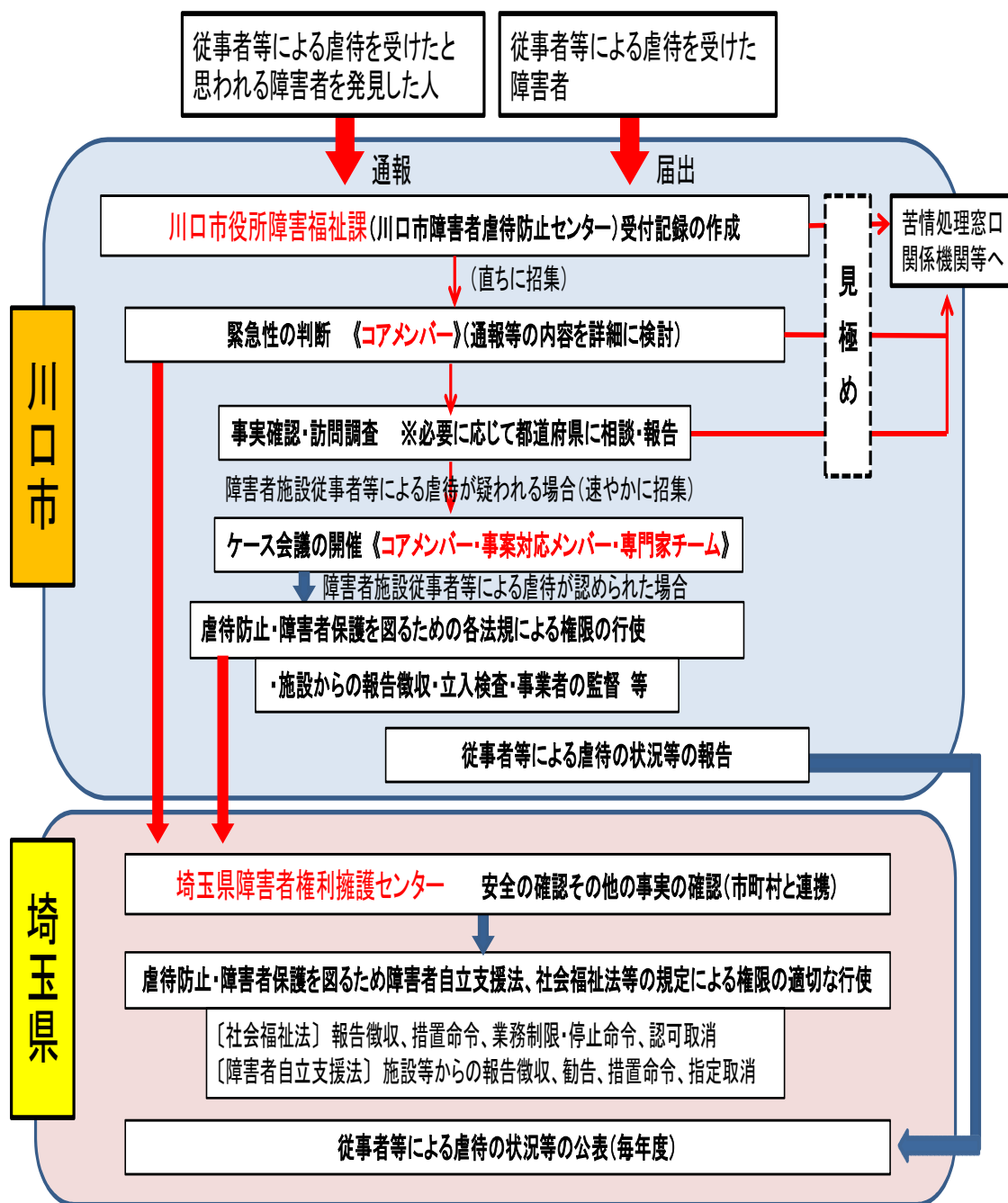
虐待が終結となった場合、通常のケアマネジメント支援へと移行します。

☆ここでのポイント

終結の判断に至るまで、③から⑥は繰り返し行われるものと考えられます。また、生命の確保が優先される為、場合によっては緊急的に立入調査や一時保護や措置を行うことも想定されます。虐待以外の相談やなかには虚言等も想定されますが、丁寧な対応が求められます。



【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応フロー図】



(厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を基に作成)

【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応】

○相談・通報の受理、届出の受付

障害福祉課

支 援 係：259-7926（直通）※午前8時30分～午後5時15分まで
258-1110（夜間）※夜間は守衛室につながります。その後、
各担当者の携帯電話に連絡が入ります。

※虐待かどうかの判断、事実確認は市役所が行います。また、通報・相談される場合には、虐待かどうかわからないといった内容でも構いません。

①相談受理票を活用して、相談内容を確認します（相談支援センターが受けた場合にはアセスメントをした後に障害福祉課へ通報）。



② コアメンバー会議の開催

管理職（課長、係長）、担当職員等で緊急性の判断を行い、対応の方針を決定します。



③事実確認・訪問調査（概ね48時間以内に行います）

必要に応じて都道府県に相談・報告

④ケース会議の開催・支援計画の作成

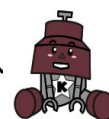
虐待対応の解決に向けた支援計画を作成します。ここでは、コアメンバー以外の職員や関係者も含まれます。



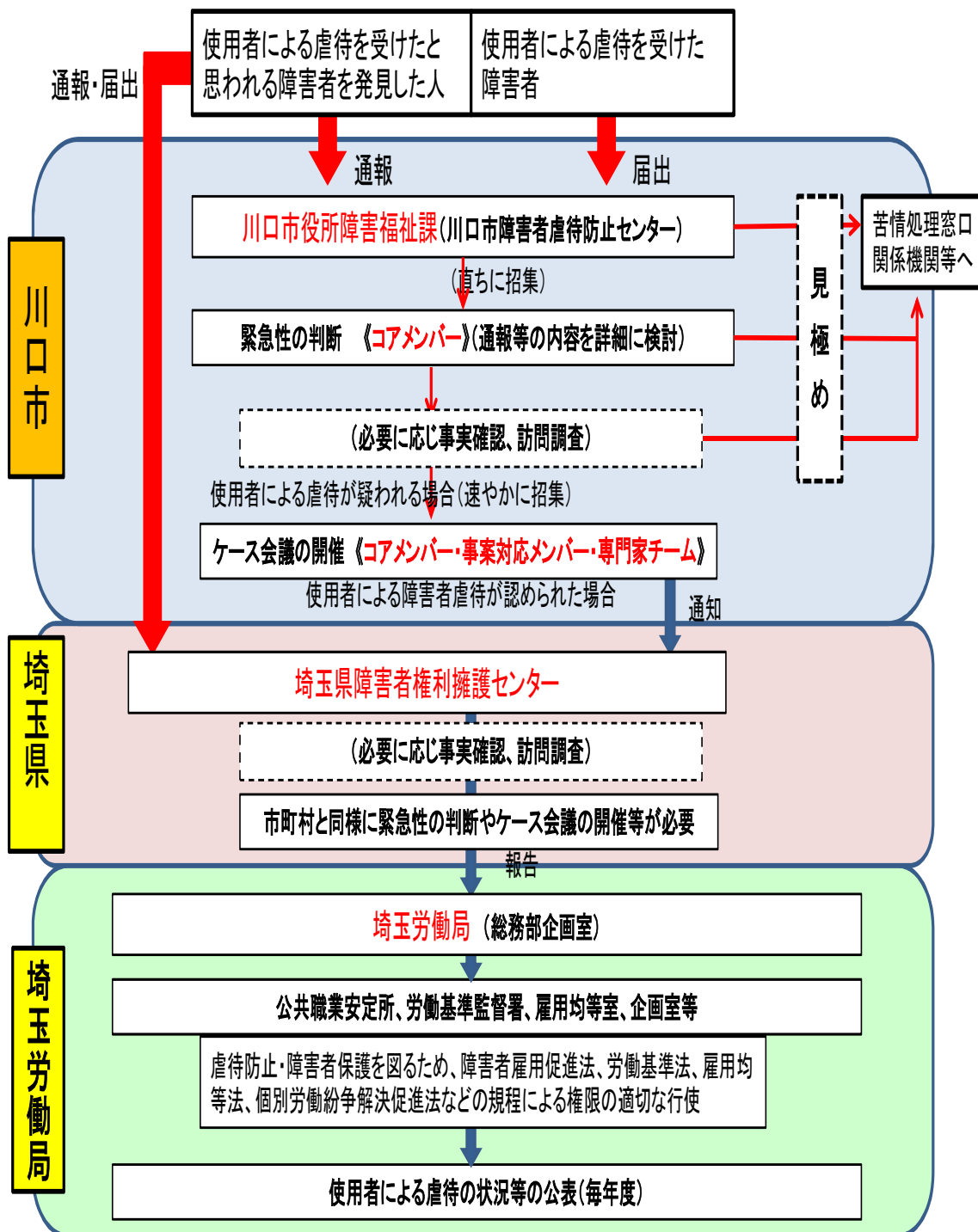
⑤ 埼玉県障害者自立支援課又は埼玉県障害者権利擁護センターへ通報・報告をします。その後、埼玉県からの報告をもって、虐待の終結を判断します。

☆ここでのポイント

1. 通所・入所施設の所在地と、当該支給決定を行った市町村が異なる場合、相談受理時の初期対応については通報を受けた市町村が行い、速やかに支給決定を行った市町村へ引き継ぐことになります。
2. 埼玉県への通報後においては、社会福祉法及び障害者自立支援法の規定による権限行使や指導監査等の実施が行われることになります。通報後においても、埼玉県からの協力依頼があった場合には対応します。



【使用者による障害者虐待への対応フロー図】



(厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を基に作成)

【使用者による障害者虐待への対応】

○相談・通報の受理、届出の受付

埼玉県障害者権利擁護センター（彩の国すこやかプラザ内）

受付：048-822-1204/1240

埼玉県障害者自立支援課

受付：048-830-3319

川口市役所障害福祉課

支援係：259-7926（直通）※午前8時30分～午後5時15分まで

258-1110（夜間）※夜間は守衛室につながります。その後、

各担当者の携帯電話へ連絡が入ります。

※虐待かどうかの判断、事実確認は市役所が行います。また、通報・相談される場合には、虐待かどうかわからないといった内容でも構いません。

①相談受理票を活用して、相談内容を確認します（相談支援センターが受けた場合にアセスメントをした後に障害福祉課へ通報）。

↓

②コアメンバー会議の開催

管理職（課長、係長）、担当職員等で緊急性の判断を行い、対応の方針を決定します。

↓※必要に応じて事実確認・訪問調査を実施

③ケース会議の開催

関係者で支援方針を協議します。

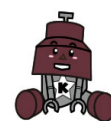
↓

④埼玉県障害者権利擁護センターへ通報・報告を行います。その後、埼玉県もしくは埼玉県障害者権利擁護センターからの報告をもって、虐待の対応終結を判断します。

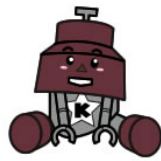
☆ここでのポイント

【事業所の所在地と本人の居住地が異なる場合の対応】

1. 川口市に事業所が所在するが、市外に居住地がある方の場合
初期対応後、埼玉県への報告と、居住地の市町村に連絡します。
2. 県外に事業所の所在地があるが、川口市に居住地のある方の場合
初期対応後、事業所の所在地の都道府県に報告し、本市において本人の支援にあたりますが、場合によっては事業所の所在地の市町村に協力を求める場合が考えられます。



3. 立入調査について



【立入調査とは】

法第11条において以下のように規定されています。

養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。

【立入調査が必要と判断される状況の例】

次のような状況が考えられます。

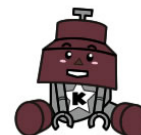
障害者の姿が長期にわたって確認できない。養護者が訪問に応じない。
居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断される。
不自然な姿や怪我、栄養不良、うめき声、泣き声等が目撃されている。
入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害が懸念される場合。
家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、生活環境の実態把握が必要な場合。

【警察への援助要請】

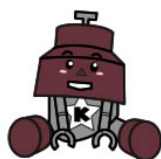
立入調査にあたり、養護者から物理的その他の手段による抵抗を受ける恐れがある場合等、警察官の援助が必要である場合には、川口市を所轄する最寄りの警察署長へ援助要請を行います（依頼文書については巻末の資料を参照）。ただし、立入調査は法第11条の規定に基づき、市が主体となって実施する為、警察官の職務ではないことに留意します。事前協議や介入にあつての意思疎通を十分に図り、対処方法の認識を再確認しておきます。

【立入調査にあつての留意事項】

- ・立入調査を行う職員は立入調査証(証票)を携帯すること
- ・必ず複数の職員で行うこと
- ・立入調査の執行にあつては、事前の告知は求められない
- ・立入調査の目的や立入調査権を発動した理由等を説明することに努める



4. やむを得ない措置を行う場合



【やむを得ない措置について】

やむを得ない措置とは、障害福祉サービス、障害者支援施設への入所等を必要とする身体障害者、知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費、訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると川口市長が認めるときに、職権を持って障害福祉サービス等の提供に結びつけることをいいます。

【根拠法令】

- ・身体障害者福祉法第18条第1項及び第2項
- ・知的障害者福祉法第15条の4及び第16条第2項

※当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合には、身体障害者又は知的障害者とみなして上記の規定を適用します。

【やむを得ない事由とは】

○以下のような状況が考えられます。

障害者本人がサービスの支給申請をすることができない
サービス事業所との契約ができない
養護者からの虐待を受け、当該養護者による虐待から保護される必要がある。
障害者本人の意思能力が乏しく、かつ、障害者本人を代理する家族がいない。

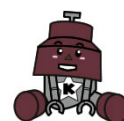
【やむを得ない事由による措置の際の面会対応について】

- ・障害者本人に拒否がある場合、面会の制限を行います。
- ・虐待を行った養護者からの面会の申し出があった場合、障害福祉課が総合的に判断をします。
- ・障害福祉課と障害者支援施設等は面会方法の協議や対応の統一を図ります。

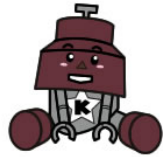
【措置後の対応と解除について】

障害者を保護したことで、虐待事案が終了するわけではなく、障害者と養護者双方の生活支援についての目標を設定します。

養護者や家族の状況が改善し、家庭生活を送ることができると判断された場合等においては措置解除を行います（組織的に判断します）。



5. その他



【障害者虐待防止に向けて】

法の周知や障害者の権利擁護についての啓発、障害理解の普及や虐待の早期発見・早期対応を図る為、市民をはじめ、保健・医療・福祉・労働等の関係者とのネットワーク構築が求められます。

【虐待の判断にあたってのポイント】

虐待の判断はチームで行います。担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から複数の職員で対応することが原則となります。

【養護者支援について】

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減の為、養護者からの相談に応じ、必要に応じて助言・指導を行うこととされています。また、養護者を含む家族全体を支援する観点も必要です。養護者との信頼関係を確立し、家族関係の回復や生活の安定を目標に取り組むことが求められます。

【成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用】

養護者や親族、第三者等によって引き起こされた財産上の不当取引や経済的虐待または同様の行為が認められる場合には両事業の積極的な活用を含めた対応が必要となります。尚、相談窓口は以下のとおりです。

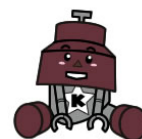
【相談・対応窓口】

成年後見制度

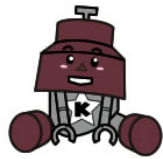
川口市障害福祉課、その他（埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、埼玉県社会福祉士会等）

日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）

川口市社会福祉協議会



6. 関連法令



【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律】

(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条 第十四条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条 第二十条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条 第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条 第三十一条）

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条 第三十九条）

第七章 雑則（第四十条 第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条 第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十

七項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十五項に規定する移動支援事業、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
八 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他

障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条 第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条 第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条 の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条 第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条 第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条 第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条 の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

3 市町村長は、第七条 第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該

障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条 第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条 第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条 第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条 第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条 第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条 第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

（使用者による障害者虐待の防止等のための措置）

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（使用者による障害者虐待に係る通報等）

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条 第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条 第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条 第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条 の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

（報告を受けた場合の措置）

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な

労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待

に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条 第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受理すること。

二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。

三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二條第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二條第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条 第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（市町村における連携協力体制の整備）

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（都道府県障害者権利擁護センター）

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第二十二条 第一項の規定による通報又は同条 第二項の規定による届出を受理すること。

二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。

三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。

四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。

六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

（都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託）

第三十七条 都道府県は、第三十九条 の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条 第二項

に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（都道府県等における専門的に従事する職員の確保）

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（都道府県における連携協力体制の整備）

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

（周知）

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（障害者虐待を受けた障害者の自立の支援）

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者

福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条 第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条 第一項及び前条 の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条 第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条 第一号」とあるのは、「第二条」とする。

【身体障害者福祉法（抜粋）】

（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

最終改正：平成二十三年一月四日法律第一二二号

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

第十八条 市町村は、障害者自立支援法第五条 第一項 に規定する障害福祉サービス（同条第六項 に規定する療養介護及び同条第十二項 に規定する施設入所支援（以下この条 において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

2 市町村は、障害者支援施設又は障害者自立支援法第五条 第六項 の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条 第一項 に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

（措置の受託義務）

第十八条の二 障害者自立支援法第五条 第一項 に規定する障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設等若しくは指定医療機関の設置者は、前条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（措置の解除に係る説明等）

第十八条の三 市町村長は、第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法 の適用除外）

第十九条 第十七条の二第一項第三号、第十八条又は第五十条の措置を解除する処分については、行政手続法第三章（第十二条 及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

【知的障害者福祉法（抜粋）】

（昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号）

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス）

第十五条の四 市町村は、障害者自立支援法第五条 第一項 に規定する障害福祉サービス（同条第六項 に規定する療養介護及び同条第十二項 に規定する施設入所支援（以下この条 及び次条第一項第二号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

（障害者支援施設等への入所等の措置）

第十六条 市町村は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。
二 やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第五条 第六項 の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。）に委託すること。

2 市町村は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

（措置の解除に係る説明等）

第十七条 市町村長は、第十五条の四又は前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かななければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第十八条 第十五条の四又は第十六条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条 及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

参考・引用資料

- 1 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」厚生労働省 2012
- 2 「川崎市障害者虐待対応マニュアル（案）」川崎市 2012
- 3 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者の支援について」
厚生労働省 2008

7. 卷末資料

